

# 新型コロナウイルス感染症に関する 村からのお願い

北海道は、7月11日までを期間として「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とされました。

新規感染者数を着実に減少させ、医療提供体制の負荷を低減させるために、道民の皆様に対して次のとおり協力要請を行われています（令和3年7月5日現在の状況であり、感染状況等により内容が変更となる場合がありますので、ご注意願います。）。

- ① 感染リスクを回避できない場合は、不要不急の外出や移動を控えてください。
  - ② 重症化リスクの高い方と接する際は、感染リスクを回避する行動を徹底してください。
  - ③ 札幌市との不要不急の往来を控えてください。
  - ④ 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象となる都府県との不要不急の往来を極力控えてください。
  - ⑤ 感染症対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えてください。
  - ⑥ 「黙食」を実践してください（食事は少人数、短時間で、深酒や大声を出さず、マスクを着用する。）。
  - ⑦ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動は控えてください。
- \* 日常生活においては、これまでお知らせしてきた感染症対策を継続いただくことで、感染のリスクを減らすことができますので、引続きのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

7月以降に実施するワクチン接種については、裏面をご覧ください。

# 新型コロナウイルスワクチン接種について

7月（1回目接種）及び8月（2回目接種）に実施するワクチン接種は、現在のワクチンの残数、全国の感染状況を踏まえ、次の方を対象に実施いたします。対象となる方には、7月1日に個別にご案内を発送しております。接種には予約が必要となりますので、書類がお手元に届きましたら必ず内容をご確認ください。

## ●対象者

留寿都村に住所を有する次に該当する方です。

### （1） 基礎疾患により通院又は入院されている方

対象者は、先般実施した事前意向調査において「基礎疾患あり」と回答され、該当することが確認された方です。

### （2） 学校及び保育関係職員

学校等でのクラスターが増加傾向にあること、クラスター等発生による教育及び保育活動が停止することによる生活への影響が大きいことから対象とするものです。

### （3） 満12歳から高校生まで（留寿都高等学校在校生を含む）

上記（2）同様に教育活動を止めないことを目的とし、クラスター発生の未然防止の観点から対象とするものです。

### （4） 本年度48歳から64歳を迎える方（昭和49年4月1日生まれ以前の方）

ワクチンの残量を踏まえ、接種対象者を決定しました。

上記以外の方の接種については、現時点で9月以降を予定しております。

詳細が決まりましたら改めてご連絡いたしますので、今しばらくお待ちください。

